

告 示

埼玉県越谷建築安全センター所長告示第九号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第七十三条第一項の規定により建築協定を認可したので、次のとおり公告する。

平成二十八年三月一日

埼玉県越谷建築安全センター所長 内 藤 知行

一 建築協定の名称

三郷早稲田三―二街区建築協定

二 建築協定認可申請者の代表者の住所及び氏名（法人にあつては、主たる事務所
の所在地及び名称並びに代表者の氏名）

埼玉県三郷市早稲田三丁目二番地十四号

鈴木 榮芳

三 建築協定区域

埼玉県三郷市早稲田三丁目二番地一外二十九筆